

入札説明書

この入札説明書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラムについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム
7, 118本
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 使用期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 納入場所 福島県教育庁教育総務課

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品の販売又は貸与について相当期間の実績を有する者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記5の(2)に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

なお、令和7年2月17日（月）午後5時までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられないので、十分に注意すること。

ア 公告に示した納入期限内に、必ず納入できることを明らかにした元売りの証明書（参考様式1）。

イ 納入実績調書（参考様式2）

(ア) 納入物品に関する過去2年間の納入実績（規格、個数、納入年度、納入先、金額等が明示されているもの。民間・官公庁いずれに対する実績かは問わない。）

(イ) 確認申請書（様式1）に記載した場合は省略することができる。

ウ 「参加資格制限業者が今回の調達契約に係る物品の全部若しくは一部の仕入先等とはなっていない」旨の製造元からの証明書、又は申請者の届出印による確認書（参考様式3）

※ 以上の各調書（証明書を除く）は、申請者の届出印により証明を行うこと。

(2) 入札保証金の免除を希望する者は、以下の書類を令和7年2月17日（月）午後5時までに下記5の(1)に示す場所に提出すること。なお、保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること。）。

入札保証金納付免除関係書類

ア 入札保証金納付免除申請書（様式6）

イ 納入実績証明書（様式7）※必要がある場合に提出する。

ウ 納入実績証明願（様式8）※必要がある場合に提出する。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号福島県教育庁教育総務課

電話024-521-8658 FAX024-521-7969

(2) 資格確認申請書の受領期限及び提出場所

令和7年2月17日（月）午後5時 福島県教育庁教育総務課

(3) 入札書、添付書類の受領期限及び提出場所

ア 持参する場合

令和7年3月4日（火） 下記5の(4)にある開札時刻

福島県庁西庁舎4階教育総務課分室

イ 郵送による場合

令和7年3月3日（月） 午後5時 福島県教育庁財務課

(4) 開札の日時及び場所

令和7年3月4日（火） 午前11時 福島県庁西庁舎4階教育総務課分室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、上記2の(1)の入札を希望する件名について、指定の入札書（様式3-1）に上記2の(1)の件名を記載し、上記5に指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書を直接提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ [3月4日開札「件名：福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム 7, 118本」の入札書在中]

(3) 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に上記(2)に掲げた事項を記載し、期限必着となるように郵送すること。

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書には、別封として次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の写し

イ 委任状（様式4） 代理人が出席する場合

ウ 一般競争入札出席届（様式5） 開札日の出席者全員分

エ 入札保証金納付免除関係書類

(5) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、仕様書に定める経費等、調達に要する一切の諸経費を含めて見積もることとする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして再入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の他に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、上記2の(1)の参加希望件名の入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（※上記6の(4)のエで指定する申請書等を提出する。）
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(4)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
 - イ 一般競争入札出席届
 - ウ 委任状（代理人が出席する場合）
- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、財務課担当者から指示があった場合、入札保証金を納付した領収書を提出すること。
- (4) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、封印した入札書及び添付書類を入札書の提出期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、口頭又は一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式9）により関係職員に説明を求めることができる。
質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式10）により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けな

ればならない。

- (4) 郵送により入札書を提出する入札者は、指定の日時及び場所へ確実に到達するように提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

16 契約書等の作成

- (1) 契約書（様式11。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

18 契約条項 契約書及び財務規則による。

- 19 苦情の申し立て 全ての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。
- 20 その他
この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について、令和7年2月7日(金)午後5時までに様式9により説明を求めることができる。
- 21 当該調達契約に関する事務を担当する課 上記5の(1)と同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等も含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)、(4) （略）

2 （略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 項の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を

数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)から(11)まで (略)

(12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13)から(18)まで (略)

2 (略)